

辻・本郷 税理士法人 主催

相続セミナー

事例から見る総則6項

講演項目

◆ 財産評価の基本的な考え方

◆ 事例の考察

◆ 実務上の留意点と今後の対応

Web
セミナー

通常、相続税申告における財産評価は「財産評価基本通達」に基づき計算をされることが多いですが、その評価が著しく不相当と認められる場合には、総則6項により時価課税されるケースがあります。本セミナーは、過去の事例を参考に、財産評価の考え方や実務上の留意点について検討いたします。

2021年

視聴可能期間

11月9日(火) 11:30~11月15日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

11月5日(金) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
神田事務所 相続センター長
税理士



島田 亮子 (しまだ りょうこ)

2006年辻・本郷 税理士法人入社。2013年湘南事務所所長に就任。品川相続センター長を経て2021年神田相続センター長に就任。主に資産税業務に携わり、相続税申告、相続税対策等幅広い業務に取り組んでいる。金融機関等の相続セミナー講師も多数行っている。

辻・本郷 税理士法人
池袋事務所 相続センター長
税理士



宮崎 勝也 (みやざき かつや)

2013年辻・本郷税理士法人入社。2017年池袋相続センター長就任。2018年練馬事務所所長に就任。上場・非上場の企業オーナーや地権者の相続税申告から相続対策、事業承継、法人顧問など幅広い業務に従事している。

詳細・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/seminar/211109/>



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階
<https://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷

検索

運営: 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社